

都高P連の総合補償制度のご案内

学校契約団体傷害保険・P T A 団体傷害保険・P T A 賠償責任保険

近年、生徒をとりまく各種事故案件が年々増加する中、東京都公立高等学校 P T A 連合会は、東京都公立高等学校長協会と共に生徒達がのびのびとした学校生活をおくれるよう、公的補償制度を補完する目的で平成4年度より本制度を実施いたしております。

平成22年度の加入校は52校、平成21年度の事故実績は、事故件数1,589件、支払保険金4,219万7千円となっております。

本制度は、生徒、保護者および先生を漏れなく補償することを目的に、生徒、P T A の活動を幅広く補償する内容となっており、P T A 単位での全員加入としております。以下に特長をご案内申し上げます。

本制度の特長

1. 生徒一人に対し一日あたり4円程度のわずかな保険料で、生徒のケガ（授業中、クラブ活動中、通学中、P T A 行事活動中）、生徒の賠償（24時間）、保護者・教職員のケガ（P T A 活動中）が補償されます。
2. ケガの場合1日のみの通院から保険金をお支払いします。
3. 生徒が誤って他人を傷つけたり、他人の物を壊した場合など日本スポーツ振興センターでは給付の対象とならない賠償事故も、24時間補償します。
また、P T A 活動中における第三者賠償やP T A が借用した物をこわした場合の賠償も補償します。
4. 保険金のご請求手続きは簡単です。事故が発生しましたらまずはお電話にてご連絡ください。保険会社から請求方法等についてご案内します。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、裏面記載の引受保険会社までお問い合わせください。

東京都公立高等学校 P T A 連合会
協賛 東京都公立高等学校長協会

都高P連 総合補償制度 事故発生状況

事故件数・支払額（平成21年4月～22年3月）

- 傷害事故件数 1,465件 保険金支払額 20,267,755円（事故1件あたり 13,835円）
- 賠償事故件数 124件 保険金支払額 21,929,416円（事故1件あたり 176,850円）

例年、自転車での重大事故が発生しています。（平成21年度は、423万円、266万円の高額賠償額の支払いがありました。）

ケガの事故の特徴

- クラブ練習中、試合中のケガが圧倒的に多い。
(骨折、捻挫、打撲、腱損傷等)
- 授業中のケガは体育授業中の捻挫、打撲で
クラブ活動中より比較的軽い。
- 通学時は圧倒的に自転車による転倒等の
ケガで、安全運転で回避できる可能性が高い。

賠償の事故の特徴

- 自転車通学時に歩行者との接触による事故で
相手を転倒させてケガをさせる事故が多い。
- 下校した後に自転車運転中の接触事故で自動
車や看板を破損する事故も多い。
- 休み時間のキャッチボール中や仲間とふざけ
あって物を壊したり、ケガをさせてしまう事故。

重要な対応策

- クラブ活動中の傷害事故もさることながら、通学中および帰宅後（帰宅後の本人のケガは本制度の対象外）の自転車による事故が大きな事故になっていますので注意が必要です。
- 特に、自転車による接触事故では相手方の死亡事故になる案件が発生しており、学校・家庭内の交通ルール遵守、および交通ルール意識の高揚が重要です。
- 自転車の大きな事故になりやすい交通違反は、以下の項目です。

安全不確認、一時不停止、信号無視、前方不注意、交差点進行義務違反

上記項目は全年令中で高校生が一番多く違反をしています。交通ルール絶対遵守で事故が大きく減少します。

高校生だけでなく保護者から一緒に実践していきましょう。

過去の支払事故例

- 自転車通学中に自動車と衝突して死亡
(死亡保険金 144.1万円)
- 自転車通学中に転倒し右目負傷
(後遺障害保険金 526,230円)
- サッカーボーク練習に相手と接触し肋骨骨折
(通院12日 12,000円)
- 通学途中で凍った路面で転倒し足首骨折
(入院5日通院10日 17,500円)

- 学校内でドアに指をぶつけて突き指
(通院2日 2,000円)
- 自転車走行中に自動車と接触しフェンダーを傷つけた（賠償保険金 415,529円）
- スキー場でスキー板を担いで歩行中に駐車中の他人の自動車のボディを傷つけた
(賠償保険金 47,808円)

など

**ゆっくり走って事故減少！
ゆとりの生活を実践しましょう。**

事故の時の請求方法

●次の内容を保険会社へご連絡ください。

- (1) 東京都公立高等学校 PTA 連合会（都高P連）総合補償制度のご加入者であること
- (2) 加入高校学校名
- (3) 連絡者名（保護者名、生徒名）
- (4) 事故の内容
(事故発生日時、場所、被害者、加害者、事故原因、被害の程度)

ご連絡いただきました後、その後のすすめ方や事故に関する必要書類をご案内します。
ご連絡先は、加入時に配布させていただきます「加入者カード」またはパンフレットをご覧ください。

●証明書類について

必要書類の中には、下記のように証明を要するものがありますのでご手配ください。

生徒の傷害（ケガ）事故の場合…学校長による生徒の教育活動証明
保護者・教職員の事故の場合…PTA会長によるPTA活動中の事故証明

●保険金請求時の諸注意

- ①万一事故が発生した場合は、30日以内に保険会社へご連絡ください。
事故の日から30日以内にご連絡のない場合は保険金が削減してお支払いされる場合がありますのでご注意ください。
- ②ケガの事故の場合で支払保険金が10万円以下の場合は診断書は原則として不要です。
- ③ケガの事故の場合の傷害保険金は、他の保険契約や共済等とは関係なく支払われます。
- ④賠償事故の場合は、賠償責任の有無や割合の決定にあたり保険会社の事前同意が必要です。
被害者との示談交渉をすすめるときには、必ず保険会社へご相談ください。
- ⑤賠償事故の場合は、被害状況確認のための写真等をご提出いただく場合があります。

●事故時およびご相談の場合の連絡先

●事故発生時のご連絡先

TEL 0120-222-043 (通話料無料)
A I U 事故受付センター

●補償内容等に関するお問合せ先

A I U 保険会社 首都圏第一営業部
〒105-0004 港区新橋5-11-3 新橋住友ビル6F
TEL 03-5473-3601 担当：山田
受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

学校契約団体傷害保険の概要

(傷害保険普通保険約款、学校契約団体傷害保険特約、細菌性食中毒補償特約セット)

生徒が学校管理下においてまた登下校中に急激、偶然、外来の事故により身体に傷害を被った場合に、保険金をお支払いします。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死 亡 保 険 金	生徒が学校管理下中または登下校中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。 (*)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・生徒による無免許運転、酒酔運転、麻酔等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ ・核燃料物質の有害な特性などによるケガ ・むちうち症、腰痛などの医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・道路以外の場所で自動車・バイク等による競技、競争、興行中（練習中含む）のケガ <p>…など</p>
後遺障害 保 険 金	生徒が学校管理下中または登下校中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 (*)保険期間（ご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入 院 保 険 金	生徒が学校管理下中または登下校中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の生活ができなくなり、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 (*)入院とは、医師の診断に基づき医師による治療が必要な場合で、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	入院の日数に対して、1日につき入院保険日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。また、入院保険金額が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても、入院保険金は重複してお支払いできません。	
手 術 保 険 金	生徒が学校管理下中または登下校中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合	所定の手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍（同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率）をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	
通 院 保 険 金	生徒が学校管理下中または登下校中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の生活に支障が生じ、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 (*)通院とは、医師の診断に基づき医師による治療が必要な場合で、病院または診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。	通院の日数に対して、1日につき通院保険日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日を限度とします。また、平常の生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 (*)入院保険金と重複してお支払いできません。通院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。	

(注1) 医師とは医師法でいう医師をいいます。

(注2) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。（細菌性食中毒補償特約）

PTA団体傷害保険の概要

(傷害保険普通保険約款、PTA団体傷害保険特約、細菌性食中毒補償特約セット)

日本国内でPTAが主催または共催する行事参加中、または当該行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において、被保険者が急激、偶然、外来の事故により身体に傷害を被った場合に、保険金をお支払いします。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死 亡 保 険 金	被保険者がPTA行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。 (*)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・無免許運転、酒酔運転、麻酔等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手段などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ ・核燃料物質の有害な特性などによるケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・道路以外の場所で自動車・バイク等による競技、競争、興行中（練習中含む）のケガ ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法での給付対象となる児童・生徒のケガ …など
後遺障害 保 険 金	被保険者がPTA行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 (*)保険期間（ご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入 院 保 険 金	被保険者がPTA行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の生活ができなくなり、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 (*)入院とは、医師の診断に基づき医師による治療が必要な場合で、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	入院の日数に対して、1日につき入院保険日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。また、入院保険金額が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても、入院保険金は重複してお支払いできません。	
手 術 保 険 金	被保険者がPTA行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合	所定の手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍（同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率）をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	
通 院 保 険 金	被保険者がPTA行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の生活に支障が生じ、かつ事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 (*)通院とは、医師の診断に基づき医師による治療が必要な場合で、病院または診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日を限度とします。また、平常の生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 (*)入院保険金と重複してお支払いできません。通院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。	

(注1) 被保険者（補償の対象となる方）は次に掲げる方となります。

1. PTAの父母会員（*）および教師会員ならびにその学校に通学する生徒
2. PTA会員の同居の親族
3. PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

(*)生徒の両親をいいます。ただしPTA会員が生徒の両親でない場合には、PTA名簿に記名された方となります。

(注2)「PTA行事参加中」とは次の間をいいます。

1. 被保険者の所属するPTAの管理下においてPTA行事に参加（集合から解散まで）している間
2. PTA行事に参加するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中
*PTAとは、被保険者の所属する単位PTAとその単位PTAご所属し、もしくは構成員となっている組織をいいます。
- *PTAの管理下とは、PTAの指揮、監督および指揮下をいいます。
- *PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事で、PTA総会、運営委員会などのPTA会則（名称のいかんを問いません。）にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

(注3) 医師とは医師法でいう医師をいいます。

(注4) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。（細菌性食中毒補償特約）

PTA賠償責任保険の概要

(賠償責任保険(個人用) 普通保険約款、PTA特別約款、管理者賠償責任補償条項)

日本国内でPTA管理下において保険期間中に生じた次のような事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

<PTA活動の遂行に伴う賠償事故>

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガ(死亡を含みます。)をさせたり、他人の物を壊したりしたとき。

* PTAの提供する飲食物が原因で発生した他人の食中毒などの事故にもとづく賠償損害は対象となりません。

<保管物に係わる賠償事故>

第三者から借用し、PTAが使用・管理するスポーツ用具などの財物をPTA会員または生徒が壊したり、紛失したり盗まれたとき。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>A. PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 PTA活動の遂行中の事故により、他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)を与えたことまたは他人の財物を滅失、き損もしくは汚損させたこと。</p> <p>B. 管理物に係わる損害賠償責任 PTAが第三者から借用したスポーツ用具等の財物をPTA会員や生徒が損壊し、または紛失、もしくは盗取されたこと。</p>	<p>次の算式により算出した(支払保険金の額)をお支払いします。ただし、保険金額を限度とします。(②⑥を除きます。)</p> $(支払保険金の額) = (下記①の損害賠償金) + (下記③④⑤の各費用) - (自己負担額)$ <p>また上記のほか、下記②⑥の各費用をお支払いします。</p> <p>①損害賠償金 被害者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償の額 * 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除した額となります。</p> <p>②争訟費用 損害賠償請求に関する争訟につき要した訴訟費用、弁護士費用等 * 損害賠償金が賠償責任保険金額を超えるときは、次の算式により算出した額をお支払いします。 支出した争訟費用の額 × (保険金額 / 損害賠償金)</p> <p>③損害拡大防止軽減費用 損害の拡大を防止、軽減するために要した必要または有益な費用</p> <p>④求償権保全費用 他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使のために要した必要または有益な費用</p> <p>⑤緊急処置費用 損害の拡大防止軽減のために必要または有益な手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急処置に要した費用</p> <p>⑥保険会社への協力費用 引受け保険会社の要請に従い、協力するために直接要した費用 * 直接要した費用の全額をお支払いします。</p> <p>●損害賠償額の決定にあつては、事前に引受け保険会社の承認が必要です。 ●同一事故に対して補償が受けられる他の保険契約(共済を含みます。以下同様とします。)がある場合でも、弊社はご契約によりお支払いすべき保険金の額をお支払いします(注)。ただし、弊社または他の保険会社へ保険金請求の順序によつては、受け取る保険金の総額が異なる場合があります。 (注)他の保険契約から重複して同一の補償を受けた場合は、弊社から支払った保険金の全額または一部を返還していただくことがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 上記以外の場合で、被保険者とその父母、配偶者または子の間で発生した事故に起因する損害賠償責任 施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 自動車・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 借入した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損に対する損害賠償責任 保管物を返還した日の翌日から30日を経過した後に発見された保管物の損壊に対する損害賠償責任 PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 …など

(注1)「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動をおこなっている間をいいます。ただし、PTA会員および生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

(注2)「被保険者」とは、PTAをいいます。

(注3)「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催する活動で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

(賠償責任保険(個人用) 普通保険約款、PTA特別約款、児童・生徒賠償責任補償条項)

<生徒の日常生活に起因する賠償事故>

日本国内で、生徒が誤って他人にケガ(死亡を含みます。)をさせたり、他人の物を壊したりしたとき。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険期間中に、日本国内において、生徒が誤ってケガをさせるなど他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊し、生徒またはその法定監督義務者(保護者)が、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。</p>	<p>次の算式により算出した(支払保険金の額)をお支払いします。ただし、保険金額を限度とします。(②⑥を除きます。)</p> $(支払保険金の額) = (下記①の損害賠償金) + (下記③④⑤の各費用) - (自己負担額)$ <p>また上記のほか、下記②⑥の各費用をお支払いします。</p> <p>①損害賠償金 被害者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償の額 * 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除した額となります。</p> <p>②争訟費用 損害賠償請求に関する争訟につき要した訴訟費用、弁護士費用等 * 損害賠償金が賠償責任保険金額を超えるときは、次の算式により算出した額をお支払いします。 支出した争訟費用の額 × (保険金額 / 損害賠償金)</p> <p>③損害拡大防止軽減費用 損害の拡大を防止、軽減するために要した必要または有益な費用</p> <p>④求償権保全費用 他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使のために要した必要または有益な費用</p> <p>⑤緊急処置費用 損害の拡大防止軽減のために必要または有益な手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急処置に要した費用</p> <p>⑥保険会社への協力費用 引受け保険会社の要請に従い、協力するために直接要した費用 * 直接要した費用の全額をお支払いします。</p> <p>●損害賠償額の決定にあつては、事前に引受け保険会社の承認が必要です。 ●同一事故に対して補償が受けられる他の保険契約(共済を含みます。以下同様とします。)がある場合でも、弊社はご契約によりお支払いすべき保険金の額をお支払いします(注)。ただし、弊社または他の保険会社へ保険金請求の順序によつては、受け取る保険金の総額が異なる場合があります。 (注)他の保険契約から重複して同一の補償を受けた場合は、弊社から支払った保険金の全額または一部を返還していただくことがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 生徒が損害賠償に関し、第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 生徒が同居する親族に対する損害賠償責任 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任 自動車・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 他人からの借用品、預かり品に対する損害賠償責任 被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任

重要事項のご説明 ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は東京都公立高等学校 P T A 連合会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 告知義務

① ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくか、または保険金をお支払いできないことがあります。特に次の告知事項にご注意ください。

・他の同種の損害保険契約（A I U 保険会社および他社を含む）にご加入の場合

② 死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. 通知義務・保険金請求の手続きについて

ご加入後、以下の変更があった場合には、引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことがあります。

・住所変更・転校された場合または、団体の構成員（会員）でなくなった場合。

団体の構成員（会員）でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため必ずご連絡ください。

・保険金ご請求の期限（時効）

保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

原則として、請求完了日からその日を含めて30日以内※に、保険金のお支払いに必要な確認を終えて、保険金をお支払いします。

※30日を超える場合もございます。詳細につきましては、各学校に配付しております重要事項説明書にてご確認ください。

・保険金の支払時期

弊社所定の書類に必要事項をご記入の上、必要書類と共にご提出いただいた日を請求完了日とさせていただきます。

* 事故が起きた場合の取扱

① 万一、事故にあわれたら、遅滞なく担当保険会社にご通知ください。

② 賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。担当保険会社とご相談いただきながら被保険者自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。（この保険では、保険会社が保険の対象となる方（被保険者）に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。）あらかじめ保険会社の承認を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

③ 第三者に対する賠償責任は、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害が支払の対象であり、賠償責任のない場合の見舞金等はお支払いの対象となりません。また、お支払いする保険金は適用される法律の規定や被害者の損害の額および過失の割合などにより決定されます。

4. 責任開始日

保険責任は保険期間開始日（4月加入の場合は平成23年4月1日、7月加入の場合は平成23年7月1日）の午後4時に始まります。

5. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

主な免責事由につきましては、本パンフレット【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

6. 中途脱退と中途脱退時の返還保険料等

この保険から脱退（解約）される場合は、東京都公立高等学校 P T A 連合会事務局にご連絡ください。

なお、脱退（解約）に際しては、保険期間終了後に手続きをさせていただきます。

7. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、各引受会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。A I U 保険会社は幹事会社として、他の会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っています。

（P T A 団体傷害保険）

引受保険会社	引受割合
A I U 保険会社	60%
東京海上日動火災保険株式会社	20%
株式会社損害保険ジャパン	20%

（学校契約団体傷害保険・P T A 賠償責任保険）

引受保険会社	引受割合
A I U 保険会社	52%
東京海上日動火災保険株式会社	16%
株式会社損害保険ジャパン	16%
三井住友海上火災保険株式会社	16%

8. 保険会社破綻時の取扱

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返還保険料等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、以下のとおり補償されます。

保険期間が1年以内の場合には、保険金・解約返れい金等の8割（ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外に被保険者（保険の対象となる方）がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：この保険は、傷害保険約款および賠償責任保険約款に各種特約条項をセットして構成されています。

■保険契約者：東京都公立高等学校 P T A 連合会

■保険期間：4月加入 平成23年4月1日午後4時から平成24年4月1日午後4時まで

7月加入 平成23年7月1日午後4時から平成24年7月1日午後4時まで

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレット内に記載していますので、ご確認ください。

●加入対象者：東京都公立高等学校 P T A 連合会の単位 P T A

●被保険者：本保険加入の単位 P T A の会員（ただし、P T A 特別約款、管理者賠償責任保険条項については、P T A が被保険者）

●払込み・手続方法：各単位 P T A ごとの全員加入ですので、各単位 P T A ごとに加入を決定します。

ご加入決定の場合、保険料の払込みは各単位 P T A ごとにとりまとめ、東京都公立高等学校 P T A 連合会に払い込むことになります。

●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、東京都公立高等学校 P T A 連合会事務局までご連絡ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

● 保険期間

4月加入：平成23年4月1日午後4時より平成24年4月1日午後4時まで

7月加入：平成23年7月1日午後4時より平成24年7月1日午後4時まで

● 各PTAの加入手続

各単位PTAごとの全員加入ですので、各単位PTAごとに加入を決定します。ご加入決定の場合、保険料の払込みは各単位PTAごとにとりまとめ、都高PT連に払い込むことになります。

○この保険契約の保険料につきましては、ご契約期間終了後、保険料を定めるために用いる保険料算出基礎の確定数値に基づき算出した保険料との差額を各PTA単位で精算させていただきます。

申込手続期間

4月加入：平成23年2月1日より平成23年3月25日まで

7月加入：平成23年2月1日より平成23年6月24日まで

- ① 別紙加入申込書に、必要事項記入の上、事務局までFAXをお願いします。
また申込書は、別途郵送をお願いします。
- ② 会員数の保険料（1,400円×人数）を別紙記載の締切期日までに、お振り込みください。

● 保護者の手続き：保険料は所属PTAへお払い込みください。

払込み方法はPTAから案内されます。

● 制度についてのお問合せ窓口

東京都公立高等学校PTA連合会

〒101-0048 千代田区神田司町2-7-6 鈴木ビル3F TEL 03-3294-0281 FAX 03-3294-0283

※原則として各単位PTAの代表を通じてご相談ください。

● 共同保険について

幹事会社： **AIU保険会社**
エイアイユー インシュアランス カンパニー

この保険契約は複数の保険会社が引受を行う共同保険であり、幹事保険会社は他の非幹事保険会社の業務の代理・代行を行います。

非幹事会社：東京海上日動火災保険株式会社、株式会社損害保険ジャパン、三井住友海上火災保険株式会社

● 事故発生時のご連絡先

TEL 0120-222-043 (通話料無料)
AIU事故受付センター

● 問合せ先

●引受保険会社
(幹事保険会社)

AIU保険会社
エイアイユー インシュアランスカンパニー

首都圏第一営業部 担当：山田
〒105-0004 港区新橋5-11-3 新橋住友ビル6F

TEL 03-5473-3601
(午前9:00～午後5:00 土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aiu.co.jp>

●保険会社との間で問題を解決できない場合には、外国損害保険協会にご相談いただくこともできます。

(電話) 03-5425-7854

(受付時間：土日・祝日・年末年始を除く 午前9時～12時、午後1時～5時)

●このパンフレットは、概要をご説明したものです。詳しくは、AIU保険会社へお問合せください。
●加入者カードは大切に保管ください。また、2か月を経過しても加入者カードが届かない場合には、AIU保険会社にご照会ください。